

1 住宅確保要配慮者のための民間賃貸住宅はなかなか見つからない。

①社会的に孤立している刑余者（刑務所出所者および予定者、執行猶予の者）、精神障害者（アルコール依存、覚せい剤経験者）、一人暮らし・老夫婦高齢者に提供できる民間賃貸住宅は数量が少ない。

②民間賃貸住宅関係者は、賃貸住宅契約の際に、家主、家賃債務保証保険会社の全国団体が共通に持つデータベース（直近5年間）で住宅希望者を検索して、家賃不払い（家賃の自己負担分の不払い、被保護者の場合の逮捕などによる生活保護廃止による家賃の振込停止も含む。保険会社は最終的に損害を受ける）、隣人トラブル（地域の適切な精神科医療・福祉サービスに繋がっていない環境の人が多い）、犯歴、サラ金等の履歴を確認して住宅契約に進むかを決める。生活保護を受けていても飛び出して行方不明になったり逮捕された人は必ず引っかかる。このことが不動産事業者・家主が刑余者、精神障害者を忌避する現実がある。

③本会は、保護観察所・刑務所、検察庁、地域定着生活支援センターからの居住支援の依頼については懇意にしている不動産業者に依頼し、家主が借り主の前歴を問わない住宅、家賃債務保証保険会社の不要の住宅を提供してもらっている。提供できる住宅数が限られており、特に精神障害者の住宅確保に困難している。広島市内の不動産事業者では、生活保護を忌避しない不動産事業者は少ない。

④高齢者の場合は、最近80歳代、90歳半ばの一人暮らし・老夫婦高齢者の居住支援の依頼が本人あるいは福祉事務所からの依頼がある。懸念するのは孤立死であり、本会も2023年度に1件経験している。事前に死後の賃貸住宅契約解除事務、残置物処理事務の委任契約を取るように努めている（現在3件）が、電気料使用状況の確認方法により安否確認の契約を勧めている

（R65）。それだけでは不十分なので、介護・福祉・医療サービスの支援体制の確認をして居住支援を引き受けている。地域の相談医療機関への「つなぎ支援」を重視している。保証人が確保できれば契約は進みやすいが、無ければ緊急連絡先になっている。⑤2023年度本会の居住支援実績 とても忙しくなっており、すべてに対応できない。

	紹介	相談	入居	入居中支援
広島市福祉事務所等（松江市、北広島町、府中町）広島県	34	31	20	19
基幹、包括、くらすが、児童アフターケア等	11	10	6	2
その他の公益的機関（保護観察所、刑務所、検察庁、警察、病院、不動産事業者、ホームレス支援団体、法テラス、本人等）	47	42	23	17
合計	92	83	49	38

2 住宅ニーズと住宅情報を繋ぐ方法

- ①今まで居住支援法人が個別に住宅探しを個別の不動産業者に依頼していた方法から、参加する不動産業者に依頼して住宅物件をより多く早く見つけることができる。
- ②居住支援法人の国交省からの補助金の基礎件数は23件なので、個別法人には不利益はない。
- ③不動産事業者が扱った物件で隣人トラブル等が発生する場合は、入居者の医療・福祉・介護サービスの支援体制を構築するように居住支援法人がグループで支援する。
- ④図示した体制は、各市町で構築し、県支援協議会では事例検討、課題検討を行う。

